

最終処分場機能検査者 資格認定実施概要

オープン型最終処分場機能検査者
被覆型最終処分場機能検査者
浸出水処理施設機能検査者

2019年6月

特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会
最終処分場機能検査者資格認定委員会

最終処分場機能検査者資格認定実施概要

1. はじめに

最終処分場は、一般に計画・設計・施工・管理・閉鎖・廃止を経て跡地利用となるが、それぞれが機能して初めて安全性が確保される。しかし、残念なことではあるが、管理から廃止までにおいて様々な支障が散見される。

長期間供用される構造物に対しては、ライフサイクルの観点から経済性に配慮した維持管理・修繕を前提とした設計・施工が必要不可欠である。

最終処分場は供用開始から適正閉鎖・廃止に至り長期間を有する施設であり、この期間中に体系化され、かつ適切な維持管理・修繕が行われなければ、周辺環境や地域住民社会に与える影響は大きい。現状でも施設の管理主体による維持管理業務が実施されているが、様々な事由から施設の機能に支障が生じている事例も少なくない。

維持管理業務は、定期・不定期の管理業務を通じて異常をいち早く察知し、重大な支障に至る前に確実な修復を実施するための行為であり、法規制上も重要な業務として位置づけられている。

2010年5月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」では最終処分場の定期的な都道府県知事の検査が義務付けられ、2013年11月には「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き(標準発注仕様書及びその解説)最終処分場編 最終処分場」の改訂版で、維持管理方法として、**第三者の立場で機能検査の出来る技術者による定期、不定期の機能検査の重要性**が明記された。

特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会(NPO・LSA)では、これらの状況に対し鋭意検討を続けてきたが、機能検査者の育成が重要との結論に達した。

NPO・LSAが進めている機能検査者資格認定試験によって、信頼のおける第三者の立場の機能検査者の人材育成を行い、最終処分場の危機管理及び住民の信頼性確保に大きな貢献ができると確信している。

最終処分場機能検査者の資格認定は、2014年5月23日付で**環境省人材認定等事業に登録**されている。

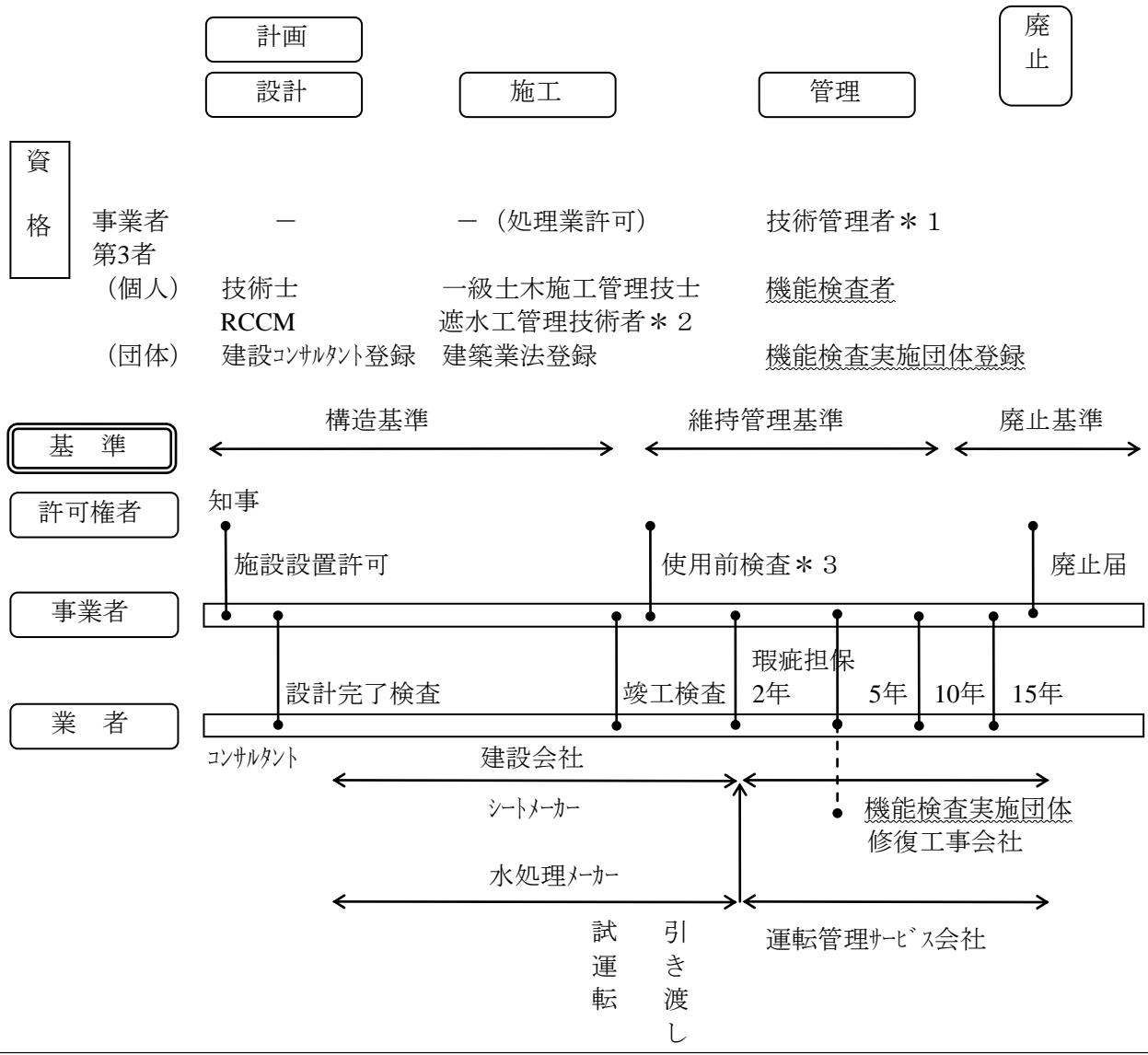
2. 機能検査者の位置づけ

最終処分場機能検査者(以下、「機能検査者」と略す)は、これまで重要と考えられていたにも係わらず、明確な資格が存在しなかった管理段階を対象に設置した資格である。

図1. に最終処分場の資格などの位置づけを示す。_____の部分¹⁾が管理段階での一連の機能検査関連である。まず、個人資格として「機能検査者」、そして団体資格として「機能検査実施団体」登録を持つ。

図1. に示すように、「機能検査者」は最終処分場の機能が経年的に健全に果たしているかを**第三者の立場**で検査することにより、管理段階におけるトラブルを未然に防止することを目的としている。

この制度を管理するのはNPO団体であり、個人会員としての学識経験者と団体会員のコンサルタント、建設会社、シートメーカー及び水処理のプラントメーカーなどの専門技術者とを会員とするNPO・LSAが第三者の立場から資格を認定することに意義がある。



- * 1 技術管理者：資料「廃棄物処理施設技術管理者について」参照。
- * 2 遮水工管理技術者：日本遮水工協会が実施する「廃棄物最終処分場遮水技術・施工管理講習」を受講し、資格試験に合格した者に付与される資格。
- * 3 使用前検査：「産業廃棄物最終処分場使用前検査マニュアル、(財)廃棄物研究財団、平13.1」に基づく検査。産業廃棄物最終処分場を対象にまとめられたマニュアルだが、一般廃棄物最終処分場に準用される。

図1. 最終処分場の資格等の位置づけ

3. 資格認定の実施

3-1. 機能検査

最終処分場に対して、経年的にその機能が健全に維持されているか否かを第三者の立場で検査・確認し、今後維持管理業務の遂行に伴い発生することが予想されるトラブルを未然に防止するための『機能検査』を実施する。

- 1) 検査の対象は、最終処分場の埋立地、浸出水処理施設、埋立地周辺の付帯施設（雨水排水設備、防災設備、道路設備等）
- 2) 検査は、供用開始前(竣工検査データを兼用できる)、瑕疵担保期間終了後、5年目、10年目、15年目を原則とする。
- 3) 供用中の最終処分場の機能検査は、供用開始前の検査データを考慮し、判断する。

3-2. 資格種別

機能検査者資格の種別は、専門分野別とする。

- 1) オープン型最終処分場機能検査者
- 2) 被覆型最終処分場機能検査者
- 3) 浸出水処理施設機能検査者

3-3. 資格者の役割

各機能検査者は、個々に設定された検査項目、検査方法、判定値に従い検査を実施する。

1) オープン型最終処分場機能検査者

- | | | |
|--------------------|-----------|---|
| ①貯留構造物 | ②遮水基盤 | |
| ③遮水シート | ④保護マット | |
| ⑤遮水シート損傷位置検知モニタリング | ⑥埋立ガス処理施設 | |
| ⑦地下水関連設備 | ⑧浸出水集排水設備 | |
| ⑨雨水集排水設備 | ⑩防災設備 | |
| ⑪道路 | | 等 |

2) 被覆型最終処分場機能検査者

- | | | |
|-----------|----------|---|
| ①被覆設備 | ②人工地盤 | |
| ③場内環境管理設備 | ④安定化促進設備 | |
| ⑤遮水設備 | ⑥搬入管理設備 | 等 |

3) 浸出水処理施設機能検査者

- ①ソフトウェア(処理機能)
- ②ハードウェア(土木構造物、機械構造物、機器類、電気計装設備)

3-4. 受験資格および免除

1) 受験資格

資格種別	経験年数*	対 象
・オープン型最終処分場機能検査者	廃棄物関連業務 3年以上	① NPO・LSA (旧LS研、CS研も含む)、(一社)持続可能社会推進コンサルタント協会、日本遮水工協会、各廃棄物関連団体(民間企業も含む)などに所属しているもの ② 現在、国都道府県市町村の廃棄物に関連する部門・機関(第三セクターを含む)に所属しているもの ③ 大学等の研究機関に所属しているもの
・被覆型最終処分場機能検査者		
・浸出水処理施設機能検査者		

* 上表の該当対象者で、最終処分場に係わる実務経験(大学院、大学、高専等の廃棄物関連の研究経験も含む)を有するもの。

2) 免除

各機能検査者認定試験は同時に受験でき、共通科目は1種類のみ受験する。

3-5. 試験の実施

1) 試験科目

資格種別	共通科目		専門科目	
	筆記	論文	筆記	論文
オープン型最終処分場 機能検査者	○	○	○	○
被覆型最終処分場 機能検査者			○	○
浸出水処理施設 機能検査者			○	○

- ① 普通科目は最終処分場に関する基礎知識とする。(五者択一問題10問)
- ② 専門科目は資格種別の専門としての必要知識とする。(五者択一問題15問)
- ③ 論文は最終処分場の計画・設計・施工・維持管理等を踏まえた内容の技術論文作成の対応知識とする。

共通問題(二者択一、800字以内)、専門問題(二者択一、1,600字以内)

2) 試験日程

- ① 原則として試験は年1回とする。

試験案内・申込	試験実施	合格発表
9月～10月	11～12月	1月末

- ② 開催地：東京

3) 申請および受験料等

別途定める。

3-6. 試験合格者、不合格者

当該試験において、筆記試験及び論文試験に合格した者は、登録料を納めることにより、協会が発行する認定証及び登録証を授与する。

当該試験において、合格者に近い不合格には、認定委員会で協議を行い、指定課題の論文提出を求め、合格基準に達したものは、試験合格と認める。

3-7. 資格更新

- ① 資格認定を受けた者は3年毎に当該資格の登録証の更新を行う。
- ② 資格更新は失効年度に更新講習を受講する。
- ③ 資格更新期間中に更新出来ない者のなかで正当な理由がある者は事前にその旨を委員会に申し出る。なお、手続きは「更新講習受講延期申請書」を以て行う。
- ④ 万一、資格更新期間中に更新できなかった者は、資格更新日より半年以内であれば講習申請し、講習会受講により資格更新を認める。
- ⑤ 資格更新申請および受講料等は別途定める。

3-8. 資格の取り消し

- ① 正当な理由なく、かつ資格更新日より半年以上過ぎても資格の更新を行わない者は、その資格を取り消す。
- ② 資格者の役割不履行あるいは社会的背任行為により、資格の名誉を損なわせた者はその資格を取り消す。
- ③ 期限内に登録手続きをしなかった者は、その資格を取り消す。

(資料)

廃棄物処理施設技術管理者について

廃棄物処理施設技術管理者（以下、技術管理者という。）は、廃棄物処理法第21条第1項で、「一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者は、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。」と規定している。

さらに、第2項では、「技術管理者は、その管理に係る一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設に関して、廃棄物処理法第8条の3第1項または第15条の2の3第1項に規定する技術上の基準に係る違反が行われないように、当該一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければならない。」と規定している。

維持管理に関する技術上の業務とは、廃棄物処理法施行規則第4条の5（一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準）、廃棄物処理法施行規則第12条の6、7（産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準）等を遵守するとともに、他の維持管理に必要な関係法令を遵守し、適正に処理施設を維持管理することである。

具体的には、「全国廃棄物処理担当主管課長会議」（厚生省主催、1992年7月7日）の提出資料において、技術管理者の業務を以下のように示されている。

- 1) 施設の維持管理要領の立案（搬入計画、搬入管理、運転体制、保守点検方法、非常時の対処方法等）
- 2) 施設の運転及び運転時の監視、監督
- 3) 施設の定期保守点検及び必要な措置の実施
- 4) 設置者に対する改善事項等についての意見具申等

以 上

2005年9月1日制定
2006年9月1日改訂
2007年6月1日改訂
2009年6月1日改訂
2013年6月1日改訂
2014年6月1日改訂
2015年6月1日改訂
2016年6月1日改訂
2019年7月1日改訂

連絡先：

最終処分場機能検査者資格認定委員会

(NPO・LSA事務局電話番号：03-3280-5970)